

◎新潟県告示第725号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年6月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 おけさ会 佐和田病院（医科）	佐渡市八幡町332番地	令和4年3月31日
医療法人 おけさ会 佐和田病院（歯科）	佐渡市八幡町332番地	令和4年3月31日
大手薬局糸魚川店	糸魚川市大町2丁目5-23	令和4年4月30日
山田皮膚科医院	三条市荒町2-1-21	令和4年2月12日
心療内科クリニックよつや診療所	上越市中央1-18-17	令和4年3月21日
耳鼻咽喉科 斎藤医院	長岡市坂之上町2丁目5-5	令和4年4月30日
すみれ調剤薬局	長岡市坂之上2-5-4	令和4年4月30日